

福島県からのお知らせ



避難所の皆様へ

福島県災害対策本部

平成23年5月29日(日) (第12報:特別版)

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を提供いたします。
今後の生活再建に向けた取組みへご活用ください。

—第12報の紙面—

知事メッセージ	1	(2) 母子寡婦福祉貸付金について	5
お知らせ・お願い		(3) 農家経営安定資金	
1 警戒区域への一時立入りについて	2	(東日本大震災農業経営対策特別資金)について	5
2 原子力損害の賠償に関する電話相談窓口について	3	4 住宅に関する情報	6
3 出張無料法律相談について	3	5 医療に関する情報	8
生活支援情報		6 教育に関する情報	10
1 災害義援金について	3	7 国税等の減免について	11
2 被災者生活再建支援制度について	3	■トピックス	12
3 資金貸付制度等		■放射線相談 Q&A シリーズ (5)	13
(1) 中小企業制度資金について	4	■各種相談窓口のお知らせ	13
		■市町村問い合わせ先一覧	16

知事メッセージ (東日本大震災発生から2か月後の5月13日付けメッセージ)

県民の皆様へ



大震災から2カ月余りとなりましたが、原子力災害は、未だに予断を許さない状況が続いております。

県民の皆様には、大変な御苦勞、そしてまた、御心勞をおかけいたしております。

福島県といたしましては、原子力発電所の事態が、事業者の示した工程表どおり収束するよう、国、事業者の取組状況をしっかりと確認するとともに、今後とも、日々変化する局面に迅速・的確に対応してまいる考えであります。

この間、全国の皆様には、医療活動、被災地の復旧活動、避難所運営等の支援、義援金や物資等の提供、さらには福島県産農産物の応援など、幅広い分野で心温まる御支援をいただき、この場をお借りいたしまして、御礼を申し上げます。

また、国の機関、その全国の自治体からも災害の救助、避難者の受入れ、専門職員の派遣など多大な御支援をいただいております、厚く御礼を申し上げます。

おかげさまで、県民も少しずつ元気を取り戻し、経済活動でも農産物の出荷制限が解除さ

れ、また、企業の操業再開など、明るい話題が増えてまいりました。

避難されている方々の住居、働く場の確保、原子力災害による賠償問題、計画的避難区域からの避難など、大きな課題はありますが、ふくしまはしっかりと前を向いて歩んでおります。今後とも御支援をお願いしたいと思っております。

一昨日には、天皇皇后両陛下が本県の避難所等を御訪問いただき、被災された県民一人一人に温かいお見舞いのお言葉をかけていただき、両陛下のお心遣いに県民一同大いに励まされたところであります。

本日このあと、本県の復興ビジョン策定に向けた検討委員会を開催いたします。有識者の御助言をいただきながら、県民の皆さんの声を十分お聞きし、地域が主体となったふくしま再生の青写真を描いてまいる考えであります。

県民の皆さん、私たちが心を一つにして力を結集すれば、ふくしまは必ず元気を取り戻すことができると確信しております。

県は、復興に向け全力で取り組んでまいります。

ともに県民の皆さんと頑張っていきたいと思っております。

福島県知事 佐藤 雄平

お知らせ・お願い

1 警戒区域への一時立入りについて

県では、「警戒区域」への一時立入りについて、避難されている皆さまの希望を市町村に情報提供する『警戒区域一時立入り受付センター』を設け、6月12日まで受け付けております。

◆ 0120-208-066 (フリーダイヤル)
【受付時間：8：00から22：00まで(毎日)】

以下の主な項目について、事前に御確認いただきながら御連絡ください。

- ・ お名前 ・ 立入り希望者のお名前
- ・ 連絡先(避難所、携帯電話の番号など) ・ 御自宅の住所
- ・ 避難所、避難場所の名称、住所
- ・ 車の持ち出しの希望の有無 ※1 など

※ 実際の一時立入りの日時については、おって市町村から御連絡します。

※1 車の回収希望のみのお電話も受け付けております。

《盗難被害の確認について(県警察災害警備本部)》

県警察では、一時帰宅の際に盗難被害を確認した方の届け出等の負担を軽減するため、一時帰宅当日に警察官が被害者の方々に盗難被害の有無を確認させていただきます。

自宅を確認された際に盗難被害の有無を確認してください。

時間が限られていますので、「居間の金庫が荒らされ通帳が盗まれた。」程度の確認で結構です。立ち入り後のスクリーニング場所の出口付近に警察官がおりますので、被害に遭われた方は、警察官に申し出てください。

後日、警察より被害届の届け出要領について連絡させていただきます。

なお、預金通帳・キャッシュカード・クレジットカード等が被害に遭っている場合は、金融機関やカード会社等に連絡し、手続きをお願いします。

2 原子力損害の賠償に関する電話相談窓口について

県は原子力損害の賠償について電話による相談を受け付けています。

◆ 窓口電話番号 ☎024-523-1501

○相談時間：8：30～21：00（毎日）

※毎週水曜日（祝日含む）の13時～17時は、弁護士による法律相談を行っております。

○相談内容

- ・ 原子力損害賠償制度の概要
- ・ 原子力損害賠償紛争審査会（所管：文部科学省）が定める指針
- ・ 賠償に係る今後の手続き など

（参考）東京電力「補償相談センター（コールセンター）」

☎0120-926-404（9：00～21：00）

（被害概況申出書、避難による損害への仮払補償金等を含みます。）

3 出張無料法律相談について

福島県弁護士会では、『避難所へのお出張無料法律相談』を実施しておりますので、御希望があれば弁護士会事務局へ御連絡ください。

【お問い合わせ先】

● 福島県弁護士会事務局 ☎024-534-2334

また、『無料電話相談』も引き続き実施しています。

◆ 福島県弁護士会無料電話相談（受付時間：14:00から16:00まで（平日））

☎024-534-1211 ☎024-925-6511

☎0242-27-2522 ☎0246-25-0455

生活支援情報

1 災害義援金について

平成23年東日本大震災で被災された方々へのお見舞いとして、日本赤十字社等に寄せられた義援金（国義援金）及び県へ寄せられた義援金（県義援金）を配分しています。

まだ、申請されていない方は、被災時にお住まいのあった市町村にお尋ねください。

【お問い合わせ先】

● 福島県社会福祉課 ☎024-521-7322

2 被災者生活再建支援制度について

（地震・津波で被害に遭われた方が対象）

【支援内容】

○ 東日本大震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するものです。

○ 支援金は2種類あります。

・ **基礎支援金**（住宅の被害程度に応じて支給するもの）

全壊等 100万円 大規模半壊 50万円

※ 被災した住宅は、持ち家だけではなく、マンション、アパートなど賃借し居住していたものも含まれます。

- ・ **加算支援金**（住宅の再建方法に応じて支給するもの）
建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借（民間）50万円

【申請手続き】

申請手続きなど、詳細は被災時にお住まいのあった市町村にお尋ねください。
また、基礎支援金を先に申請することができます。

3 資金貸付制度等

（1）中小企業制度資金について

① 特定地域中小企業支援特別資金

【対象者】 「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」（4月22日までの「屋内退避区域」を含む）に事業所があり、その移転を余儀なくされる中小企業等

【融資限度】 3,000万円以内（無利子、無担保）

【融資期間】 20年以内（うち据置5年以内）

【お問い合わせ先】

- 公益財団法人福島県産業振興センター ☎024-525-4075

② 震災対策特別資金

【対象者】 震災により、売上等が5%以上減少するか、減少する見込みのある中小企業者

【融資限度】 8,000万円以内

【融資利率】（融資後3年間は県の利子補給により実質無利子、既にご利用の方も同じ）

〈固定年1.5%以内〉：り災証明書などの交付が受けられる事業者で、災害関係保証を併用した場合

〈固定年1.7%以内〉：上記以外で間接被害等を受けた場合

【融資期間】 10年以内（うち据置2年以内）

【お問い合わせ先】

- 福島県金融課 ☎024-521-7291（5/30～）

※ 融資については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、ご了承ください。

③ ふくしま復興特別資金

【対象者】 県内に事業所があり、以下のいずれかに該当する中小企業者

ア 地震・津波等により事業所等に損害を受けた者

イ 原発事故による「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」内に事業所を有し、立退きまたは避難を行っている者

ウ 震災発生後の最近3ヵ月間の売上高または販売数量が前年同期に比して10%以上減少している者

【融資限度】 8,000万円以内

【融資利率】 固定 年1.5%以内（融資後3年間は県の利子補給により実質無利子）

【融資期間】 15年以内（うち据置3年以内）

【お問い合わせ先】

- 福島県金融課 ☎024-521-7291（5/30～）

※ 融資については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、ご了承ください。

4 住宅に関する情報

避難している皆様の住宅対策として、県内において「応急仮設住宅の供給」「民間住宅の借上げ」「公営住宅空家の提供」の3つを実施しています。

(1) 応急仮設住宅の供給等に関するお問い合わせについて

5月29日現在、県内で仮設住宅等の募集をしている市町村は以下のとおりです。

- ◆ 富岡町 ☎0120-336-466
- ◆ 浪江町 ☎03-5638-5055
- ◆ 大熊町 ☎0242-26-3844
- ◆ 西郷村 ☎0248-25-1117

※ その他の市町村につきましては、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせ願います。

被災者住宅相談窓口専用ダイヤル

024-521-7698、7867

【受付時間：8：30～20：00（毎日）】

(2) 福島県借上げ住宅の特例措置の一部変更について

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」において、自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置について、5月18日から、家賃限度額、対象となる世帯の要件等の基準を一部緩和して適用いたしました。

【対象世帯】

避難前に県内に居住していたすべての世帯を対象といたします。

ただし以下の①、②の両方をみたす世帯を優先とします。

- ① 住宅の全壊等により居住する住宅がない世帯、または、原発事故による避難指示等により長期の避難が必要な世帯
- ② 民間賃貸住宅を賃借する契約を締結し入居若しくは入居を予定し、自らの資力では当該契約の継続が困難である世帯

【住宅要件】

- ① 原則として、月ごとの家賃等（共益費、管理費、駐車場料金等を含めることができる。）が6万円以下かつ耐震性を有することが確認されたもの
ただし、一住戸への入居人数が5名以上（乳幼児を除く。）の場合は9万円以下
- ② 当該民間賃貸住宅について、貸主及び仲介業者が、県の借上げ住宅となるこ

とについて了承したもの

【県の借上げ住宅となる以前の費用の負担（遡及適用）】

3月11日の被災日以降、被災者が自ら民間賃貸住宅に入居し、県の借上げ住宅に指定された日の前日までに負担した入居に当たっての費用（礼金、敷金、仲介手数料）及び家賃等月毎の費用（家賃、共益費、管理費）については、入居日にさかのぼって県が負担いたします。

【申請等】

既に入居されている方を対象とした切り替え事務手続は、6月1日以降、準備が整った市町村より開始いたします。契約書や家賃支払いに関する関係書類は保管しておいてください。

仮設住宅・民間借上住宅への入居決定通知が届いた場合は、旅館・ホテルに対して、速やかにその旨を連絡するとともに、退出日についても決まり次第、旅館・ホテルに報告願います。また、自主的に旅館・ホテルを退出される場合でも、速やかに旅館・ホテルへ、その旨ご連絡願います。

（3）家電6点セットの支援について

仮設住宅、民間借上げ住宅や公営住宅等の応急仮設住宅への入居者は、日本赤十字社から下記の家電6点セットの支援が受けられます。

①洗濯機、②冷蔵庫、③テレビ、④炊飯器、⑤電子レンジ、⑥電気ポット

受付は、住宅の入居にあたり窓口となった県、市町村へ問い合わせください。

《災害復興住宅融資について》

独立行政法人住宅金融支援機構では、地震、台風、豪雨などにより、被災された方へ被災住宅復旧のための建設資金、購入資金または補修資金の借入れの申込みを受け付けています。

また、同機構融資を返済中の方に対する返済金の払込みの猶予等についての相談も応じています。

【お問い合わせ先】

● 独立行政法人住宅金融支援機構 ☎0120-086-353 (災害専用ダイヤル)

【受付時間：9：00から17：00（土日含む）】

5 医療に関する情報

(1) 予防接種について

震災のため、下記の予防接種を受けることが困難な方は、避難先の市町村においても、予防接種を受けることができますので、避難前にお住まい又は避難している市町村窓口にお問い合わせください。

定期の予防接種

対象疾病・ワクチン	対象者・接種時期
ジフテリア 破傷風	1期：生後3月から生後90月(7歳6か月)に至るまでの間にある方 2期：11歳以上13歳未満の方
百日せき	生後3月から生後90月(7歳6か月)に至るまでの間にある方
ポリオ	生後3月から生後90月(7歳6か月)に至るまでの間にある方
麻しん 風しん	1期：満1歳の方 2期：小学校入学前1年間の間にある方 3期：中学校1年生(13歳)に相当する方 4期：高校3年生(18歳)に相当する方
日本脳炎	1期：生後6月から生後90月(7歳6か月)に至るまでの間にある方 2期：9歳以上13歳未満の方
結核	生後6月に至るまでの間にある方

【お問い合わせ先】

● 福島県感染・看護室 ☎024-521-7881

(受付時間 平日 8:30~17:15)

(2) 医療機関を受診する際の一部負担金等の免除について

以下の方については、6月末まで一部負担金等の窓口負担を医療機関で支払う必要はありません。

○ 災害救助法が適用されている被災地域（福島県全域）の住民であり、次のいずれかの申し立てを行った方

- ・ 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ・ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ・ 主たる生計維持者が行方不明である方
- ・ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止した方
- ・ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所から30km圏内の対象となっている方、又は計画的避難区域・緊急時避難準備区域の対象となっている方

※ 保険証を紛失等により提示できない場合は、氏名、生年月日、事業所名、住所、加入している医療保険、連絡先等を医療機関へ口頭で申し出てください。罹災証明書等を提出する必要はありません。

※ 地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象となります。

※ 上記に該当する方の窓口負担については、後日、改めて加入されている医療保険において、減免又は徴収の猶予が行われます。

7月1日からは、原則として医療機関に保険証と一部負担金等免除証明を提示していただくことが必要となります。詳しい手続き等は後日改めてお知らせします。(なお、原発

事故により全域が避難等の対象となっている9町村の市町村国民健康保険及び高齢者医療制度に加入されている方については、住所で判断できることから、保険証があれば免除証明書は不要となる予定です。また、田村市及び南相馬市の市町村国民健康保険及び高齢者医療制度に加入されている方については、証明書の提示が必要となるのは8月1日からとなり、7月中は6月までと同様の取扱いとなる予定です。

【お問い合わせ先】

〈国民健康保険〉 お住まいの市町村又は各国民健康保険組合

〈高齢者医療制度〉 市町村又は福島県後期高齢者医療広域連合

☎024-528-9025

福島県国民健康保険課

☎024-521-7203

〈協会けんぽ〉 全国健康保険協会福島支部 ☎024-523-3916

これ以外の健康保険等の方は、加入されている健康保険組合等か勤務先の事業所にお問い合わせください。

(3) 社会保険料の減免や猶予等について

① 社会保険料などの支払い

保険料の納付が困難な場合は、国民健康保険料（税）、健康保険料、医療保険料、年金保険料、介護保険料の納期限の延長や一部負担金の減免を行っています。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〈国民年金〉 市町村、年金事務所

〈健康保険、厚生年金保険〉 年金事務所

〈国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険〉 市町村又は各国民健康保険組合
福島県国民健康保険課 ☎024-521-7203

※ 保険により取扱いが異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。

② 国民年金保険料の免除等について

○ 東京電力第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、3月11日時点で住所を有していた方は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。

〈対象市町村（4月22日現在）〉

いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

○ 被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき国民年金保険料が全額免除になります。

○ 免除の申請手続きは、平成23年7月末日までに行ってください。

【お問い合わせ先】

お近くの年金事務所または市町村

日本年金機構 ☎0120-707-118（被災者専用フリーダイヤル）

6 教育に関する情報

(1) 高校生の通学費支援について

県では、サテライト校への通学や県内の他の地域に転学する生徒等の負担を軽減するため、下記のとおり通学バスの運行や経費の支援を行います。

(a) 県内各地のサテライト高校に通学する生徒及び被災により県内の他の高校へ転学した生徒の支援

○生徒が公共交通機関などを利用して通学する場合、その経費を支援いたします。

○支援額は1ヶ月当たり30,000円を限度といたします。

(b) 相馬市内のサテライト高校に通学する生徒への支援

○支援対象

原町高校、相馬農業高校、小高商業高校及び小高工業高校の生徒

○支援内容

スクールバスの運行（原町高校 ⇄ 相馬高校、原町高校 ⇄ 相馬東高校）

(c) その他の生徒への支援

① 相馬高校、相馬東高校、新地高校、相馬養護学校の生徒への支援

○JR常磐線が運休しているため、原ノ町駅から相馬駅間でスクールバスを運行いたします。

○ただし、震災前に負担していたJRの運賃と同額の自己負担をしていただきます。

② 湯本高校、磐城農業高校の生徒への支援

○震災により校舎を使用できなくなった湯本高校はいわき明星大学、磐城農業高校は勿来高校で授業を行いますが、当該施設に通学する生徒の負担が新たに発生する場合や負担額が増加する場合には、新たに発生した額又は増加する額について県が支援いたします。

○支援額は1ヶ月当たり30,000円を限度といたします。

③ それ以外の生徒への支援

○原発事故により県内で住居を変更し、今までと同じ県立高校へ通学するため、その経路や手段を変更して通学することになり、負担が増加する場合には、増加する額について県が支援いたします。

○支援額は1ヶ月当たり30,000円を限度といたします。

(d) 実施年月日

平成23年5月9日から適用します。なお、5月8日以前に要した経費については支援の対象にはなりません。

【お問い合わせ先】

● 福島県教育庁財務課 ☎024-521-7791

(2) 福島県奨学資金について

福島県出身の生徒又は学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により就学困難と認められる人を対象に奨学資金を貸与しています。

特に、主たる家計支持者の失職、破産、死亡などによる家計急変（火災、風水害、震災等の災害も含みます。）のため、経済的に修学困難となった高等学校・専修学校の高等課程に在学している生徒を対象に、緊急採用募集を随時実施しています。

○ 貸与月額 国公立：自宅通学 18,000円、自宅外通学 23,000円

私立：自宅通学 30,000円、自宅外通学 35,000円

○ 貸与期間 採用年度における1年間（ただし、状況が改善しない場合は、

翌年度1年間に限り延長可能)

- 利 子 無利子
- 応募方法 在学する学校にある奨学生願書に必要書類を添えて、学校に応募してください。

【お問い合わせ先】

在学している学校 または

福島県教育庁学習指導課 ☎024-521-3364、3368

〈参考〉あしなが育英会奨学金について

あしなが育英会では、東日本大地震・津波で親を失った0歳から大学院生ままでに「特別一時金」を支給します（返済不要）。

○対象者

東日本大地震・津波で保護者が死亡、行方不明または著しい後遺障害を負った家庭の子ども

○一時金の給付金額

未就学児：10万円 小中学生：20万円

高校生、進学準備生：30万円 大学・専門学校・大学院生：40万円

○申込期限

平成24年3月10日（平成23年度限定）

【お問い合わせ先】

あしなが育英会 ☎0120-77-8565、(03)3221-0888

ホームページ <http://www.ashinaga.org/>

7 国税等の減免について

(1) 国税等の減免について

① 申告・納付等の期限の延長について

納税者の皆様を対象として、国税に関する申告・納付等の期限が、すべての税目について延長されております。

延長期限については、今後、被災された方の状況に配慮して検討していきます。

② 震災に関する国税の電話相談について

平成23年4月27日「震災特例法」が施行されました。東日本大震災で住宅や家財などに損害を受けた方は、所得税や自動車重量税などの税金の軽減又は免除等を受けられる場合があります。最寄りの税務署にお問い合わせください。

③ 他の地域より避難されてきた皆様へ

国税に関する御相談、還付金の支払い状況の確認、納税証明書の申請などは避難先の最寄りの税務署でお受けしております。

【お問い合わせ先】（受付時間：8：30～17：00）

（6月末までは土日も含めて受け付けています）

福島税務署	☎024-534-3121	二本松税務署	☎0243-22-1192
郡山税務署	☎024-932-2041	須賀川税務署	☎0248-75-2194
白河税務署	☎0248-22-7111	会津若松税務署	☎0242-27-4311
喜多方税務署	☎0241-24-5050	田島税務署	☎0241-62-1230
いわき税務署	☎0246-23-2141	相馬税務署	☎0244-36-3111

ホームページ <http://www.nta.go.jp>

(2) 自動車税等に関するお知らせ

① 平成23年度自動車税定期課税の延期について

東日本大震災に伴う納期限等の延長措置により、平成23年度自動車税の定期課税(例年5月末日納期限)は延期しております。延期の期間は現在のところ未定であり、決まり次第あらためてお知らせします。

なお、延期の期間中に車検の有効期限が満了する自動車については、平成22年度の納税証明書で車検を更新することができます。

② 被災自動車に関する救済措置について

東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車(被災自動車)の代わりに自動車(代替自動車)として、平成26年3月31日までに取得した場合は、代替自動車の自動車取得税及び平成23年度から平成25年度までの自動車税(軽自動車税)が申請により非課税となります。

申請には、申請書の他、被災自動車として永久抹消登録されたことが記載されている運輸支局発行の登録事項証明書等が必要です。

※1：永久抹消については、車検証やナンバープレートの返納が困難な場合は理由書により、又印鑑証明などの書類の取得が困難な場合においては、免許証等による本人確認や申立書によることなどの申請の特例措置がとられています。

※2：福島県行政書士会では、被災者支援として、滅失又は使用不能となった被災自動車の抹消登録手続きを無料で行っています。

詳細は、福島県行政書士会へお尋ねください。☎024-942-2002

【受付時間：10:00から16:00(平日)】

【お問い合わせ先】(受付時間：8:30～17:15(平日))

県北地方振興局県税部 ☎024-523-0051	県中地方振興局県税部 ☎024-935-1261
県南地方振興局県税部 ☎0248-23-1519	会津地方振興局県税部 ☎0242-29-5261
南会津地方振興局県税部 ☎0241-62-5214	相双地方振興局県税部 ☎0244-26-1127
いわき地方振興局県税部 ☎0246-24-6025	県庁税務課 ☎024-521-7070

トピックス

～「がんばろう 福島！」応援店1,000店突破!!～

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による福島県産農林水産物の風評被害の払拭や安全性が確認された農林水産物のPRを行っていただく「がんばろう 福島！」応援店の登録店舗が5月20日現在、県内外で1019店舗となりました。県内の店舗は870店舗で、県外では22都道府県の149店舗で、北海道から熊本県までの多くの店舗で登録されています。

県では応援店を引き続き募集しています。また、応援店を利用することで、風評被害を払拭することにつながりますので、ご利用いただきますようよろしくお願いいたします。



～日中韓三カ国首脳による避難所訪問～



5月21日に菅直人総理大臣（写真左から2人目）と中国の温家宝（おんかほう）国务院総理（写真左から4人目）及び韓国の李明博（イミョンバク）大統領（写真左から3人目）が福島市のあづま総合運動公園避難所を訪問しました。

3カ国首脳に本県産のさくらんぼや野菜をご試食いただいた後、避難所内をご案内し、被災者の皆さんを一人一人激励していただきました。

放射線相談Q&Aシリーズ（5）

【問】 避難指示や計画的避難の区域外での日常の家庭生活について

- ①散歩はしてもよいですか？ ②洗濯物を外に干してもよいですか？
③エアコン・換気は行ってもよいですか？ ④半袖を着ても大丈夫ですか？

（答）現時点では、散歩や洗濯物、エアコンの使用、部屋の換気、半袖を着るなど、日常生活には影響ありません。

放射性物質は「ちり」のようなものですから、心配ならば、洗濯物、外出時の上着はよく払う、そうじをする等を行えば充分です。

今後とも、関係報道機関から提供される情報に留意してください。

◇ 放射線に関する問い合わせ窓口 ☎024-521-8127

【受付時間：8時30分～21時（毎日）】

各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先（TEL）	設置場所
◆災害（支援）に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	024-521-8127	8時30分～21時（毎日）
被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120-366-556 024-534-1211 024-925-6511 0242-27-2522 0246-25-0455	日弁連（10時～15時：平日） 県弁護士会（14時～16時：平日）
原子力損害の賠償に関する問い合わせ（県窓口）	024-523-1501	8時30分～21時（月～土） ※毎週水曜（祝日含む）の13時～17時は弁護士による法律相談
避難者の生活支援（東京電力関係）	024-521-0792	東京電力福島地域支援室
	0120-926-404	福島原子力補償相談室（コールセンター）
◆医療・福祉に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで（土日除く）】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課（感染・看護室）
医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談	024-521-7170	障がい福祉課

高齢福祉施設に関する相談	024-521-7164	高齢福祉課
認知症に関する相談 (症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等)	024-522-1122	認知症コールセンター (10時～16時：平日)
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課
後期高齢者医療制度に関する相談	024-528-9025	福島県後期高齢者医療広域連合
児童福祉に関する相談	024-534-5101 024-935-0611 0242-23-1400 0246-28-3346	中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所
こころの健康に関する相談 (精神的な悩みや問題等)	0570-064-556 024-534-4300 0248-75-7811 0248-22-5649 0242-29-5275 0241-63-0305 0244-26-1132 024-924-2163 0246-27-8557 024-536-4343	精神保健福祉センター (9時～17時：平日) 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 郡山市保健所 いわき市保健所 (以上、8機関8時30分～17時15分：平日) 福島いのちの電話 (10時～22時：土日含む)
女性の相談に関する窓口	024-522-1010 024-534-4118 0248-75-7809 0248-22-5647 0242-29-5278 0241-63-0305 0244-26-1134 0120-941-826 0243-23-8320	女性のための相談支援センター (9時～21時) 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 (以上、6機関8時30分～17時15分：平日) パープル・ホットライン(24時間) 男女共生センター (月曜日休館) 火・木～日 9～12時、13～16時 水 13～17時、18～20時
◆生活に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
教育に関する相談	024-523-1710 024-523-1720	教育総務課
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	県社会福祉協議会
県税に関する相談 (自動車税・納税証明書など)	024-521-7070 024-521-7069	税務課
消費に関する相談	024-521-0999	消費生活センター (土日含む)
公害(水・大気・土壌)に関する相談	024-521-7256	水・大気環境課
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	産業廃棄物課
地震に関する悪質商法の相談	0120-214-888	国民生活センター(10時～16時)
応急危険度判定から復旧までの相談	024-521-4033	県建築士事務所協会(平日8時～17時)
被災者の住宅に関する相談(県内)	024-521-7698 024-521-7867	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (8:30～20:00)
被災者の住宅に関する相談(県外)	024-521-4157	福島県災害対策本部
不動産などの登記や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
人権に関する相談	0570-003-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	0120-503-732	福島県警察本部

行方不明者・警察安全相談	0120-510-186	福島県警察本部(9時～19時)
◆経営・労働に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
総合受付(経営・労働)	080-2807-7017	団体支援課
経営に関する相談	024-525-4039	県産業振興センター
金融に関する相談	024-525-4019 024-534-0928	金融課
労働に関する相談	024-535-7348 0120-610-145 0120-536-088	雇用労政課 雇用労政課「中小企業労働相談所」 福島労働局被災者ホットライン (9時～16時)
就職に関する相談 (就職相談・職業紹介)	024-525-0047 03-3545-6140	ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま] (月～土：10時～19時) [Fターンセンター東京] (月～土：10時～18時)
(生活・就労相談)	024-995-5057 024-525-2510	ふくしま求職者総合支援センター [郡山窓口] (月～金：8時30分～17時) [福島窓口] (月・火・木～土：10時～18時30分)
(就職相談・職業紹介・生活相談)	0248-27-0041 0242-27-8258 0246-25-7131	ふくしま就職応援センター [白河窓口] [会津若松窓口] [いわき窓口] (月～土：10時～19時)
(看護職の就業に関する相談)	024-934-0500	福島県ナースセンター ※福島県看護協会内 (8時30分～16時30分：平日)
創業に関する相談	024-525-4048	産業創出課(福島駅西口インキュベーションルーム) (13時～17時：土日を除く) ※インキュベーションマネージャー等の専門家が対応
工業製品の残留放射能	024-959-1739	ハイテクプラザ
生活衛生営業に関する融資・経営相談	024-525-4085	県生活衛生営業指導センター
◆農産物に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
モニタリング	024-521-7351 024-521-7489	農産物安全流通課
消費	024-521-7245	食品生活衛生課
生産(作付)	024-521-7344 024-521-7336	研究技術室
各種制度資金	024-521-7349 024-521-7346	金融共済室
農林水産業に関する相談	024-521-7319	農林企画課(8時30分～21時：毎日)
◆国・県が管理する道路などの土木施設に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
国管理道路(国道4号,6号,13号,49号)	024-546-4331	国土交通省福島河川国道事務所
県管理道路に関する相談	024-521-9820	土木企画課
河川、海岸、ダムに関する相談	024-521-7644	河川整備課
砂防施設に関する相談	024-521-7493	砂防課
港湾、漁港に関する相談	024-521-7497	港湾課
空港施設に関する相談	024-521-7501	空港施設室

都市公園に関する相談	024-521-7868	まちづくり推進課
下水道に関する相談	024-521-7513	下水道課
建築基準法に関する相談	024-521-7523	建築指導課
県営住宅管理に関する相談	024-521-7519	建築住宅課

市町村問い合わせ先一覧

(5月29日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号
相双管内	南相馬市	0244-24-5232	県南管内	白河市	0248-22-1111
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111
	榑葉町 ※	0242-56-2155 いわき出張所(いわき明星大内) 0246-46-2551・2552		中島村	0248-52-2111
	富岡町 ※	0120-336-466		矢吹町	0248-42-2111
	川内村 ※	024-946-3375・3378 3382・8828		棚倉町	0247-33-2111
	大熊町 ※	0242-26-3844		矢祭町	0247-46-3131
	双葉町 ※	0480-73-6880		塙町	0247-43-2111
	浪江町 ※	03-5638-5055(コールセンター)		鮫川村	0247-49-3111
	葛尾村 ※	0242-83-0271		会津若松市	0242-39-1111
	新地町	0244-62-2111		喜多方市	0241-24-5221
	飯館村	0244-42-1611【平日昼間のみ】 0244-42-1626【24時間対応】		北塩原村	0241-23-3111
	いわき市	0246-25-0500		西会津町	0241-45-2211
	県北管内	福島市		024-535-1111	会津管内
二本松市		0243-23-1111	猪苗代町	0242-62-2111	
伊達市		024-575-1111	会津坂下町	0242-84-1503	
本宮市		0243-33-1111	湯川村	0241-27-8800	
桑折町		024-582-2111	柳津町	0241-42-2112	
国見町		024-585-2111	三島町	0241-48-5511	
川俣町		024-566-2111	金山町	0241-54-5111	
大玉村		0243-48-3131	昭和村	0241-57-2111	
郡山市		024-924-7111	会津美里町	0242-55-1122	
県中管内	須賀川市	0248-75-1111	南会津管内	下郷町	0241-69-1122
	田村市	0247-81-2111		檜枝岐村	0241-75-2311
	鏡石町	0248-62-2111		只見町	0241-82-5050
	天栄村	0248-82-2111		南会津町	0241-62-6100
	石川町	0247-26-2111	※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。		
	玉川村	0247-57-3101	広野町	FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場 社屋内(いわき市常磐上湯長谷町釜の前1番地)	
	平田村	0247-55-3111	榑葉町	会津美里町本郷庁舎内 (会津美里町字北川原41)	
	浅川町	0247-36-4121	富岡町	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	古殿町	0247-53-3111	川内村	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	三春町	0247-62-2111	大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)	
小野町	0247-72-2111	双葉町	旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1)		
		浪江町	県男女共生センター内 (二本松市郭内一丁目196-1)		
		葛尾村	旧福島地方法務局坂下出張所 (会津坂下町稲荷塚77)		